

## 土地境界問題に関する無料相談会

土地の境界をめぐる紛争解決の方法について、法務局職員や土地家屋調査士が無料で相談に応じます。(予約制)

- ◆日時 毎月第3木曜日(祝日の場合は変更) 午後1時30分～4時30分
- ◆会場 宮城県土地家屋調査士会館 (仙台市青葉区二日町18-3)
- ◆予約方法 前週の金曜日までに電話で申し込みください。
- ◆予約・問い合わせ先 仙台法務局民事行政部不動産登記部門 地図整備・筆界特定室 ☎225-5752

## 障害者検診のお知らせ

運動機能(筋力、関節の動きなど)を評価して、リハビリテーション専門医による医療相談を実施します。

- ◆対象 在宅で生活する身体障害者手帳(肢体不自由)をお持ちの18歳以上の方で、病院・施設等でリハビリを受けていない方
- ◆費用 無料
- ◆実施日 ①10月21日(水) ②10月30日(金) ③11月11日(水) ④11月25日(水) ⑤12月2日(水)
- ◆場所 ①④⑤リハビリテーション支援センター(定員各6名) ②利府町保健福祉センター(定員5名) ③大崎合同庁舎(定員5名)
- ◆申込・問い合わせ先 宮城県リハビリテーション支援センター ☎784-3592

## 障害をお持ちの方を対象とした公共職業訓練受講者募集

### 在宅訓練(通所が困難な方)

- ◆募集科 e-ラーニング科2期 webコンテンツ制作
- ◆募集期限 10月12日(月)
- ◆訓練期間 11月6日(金)～令和3年2月5日(金)
- ◆受講料 無料(インターネット、AdobeCC等の教材は自己負担となります。)
- ◆その他 スクーリング他の条件があります。詳細はハローワークに問い合わせください。

### 集合訓練(高次脳機能障害のある方)

- ◆募集科 就労訓練科2期就労前準備訓練
- ◆募集期限 10月9日(金)
- ◆訓練期間 11月6日(金)～令和3年2月5日(金)
- ◆受講料 無料(テキスト、訓練生保険は自己負担となります。)
- ◆訓練場所 就労支援センターほっぷの森(仙台市青葉区本町1-2-5)
- ◆その他 詳細はハローワークに問い合わせください。

◆問い合わせ先 宮城障害者職業能力開発校 ☎233-3124

## 情報コーナー

### 養育里親になりませんか

里親とは、さまざまな理由から親と一緒に暮らすことができない子どもを、自らの家庭に迎え入れ、温かい雰囲気の中、愛情と真心を持って育ててくださる方々のことを言います。

実際に子どもを預かる期間は数日から数年までさまざま、児童養護施設などに入所している子どもを夏休みや冬休みの間の数日間だけ預かることもあります。

関心のある方は、下記まで問い合わせください。

- ◆問い合わせ先 県中央児童相談所 ☎784-3583 みやぎ里親支援センターけやき ☎718-1031

### 宮城県の最低賃金が改正されます

宮城県内の事業場で働くすべての労働者(臨時、パート、アルバイト等を含む)に適用される宮城県最低賃金は、下記のとおり改正されます。

時間額	効力発生日
825円	10月1日

次に掲げる手当は、最低賃金の計算に含まれません。

精皆勤手当、通勤手当、家族手当  
賞与等、時間外・休日・深夜手当



- ◆問い合わせ先 宮城労働局賃金室 ☎299-8841



# 国民年金だより

保険料の納付に困った時は、免除などについてご相談ください。免除を受けるには、申請手続きが必要です。原則申請日より2年1カ月さかのぼって申請できます。

種類	内容	令和2年度納付額(月額)	令和2年度免除(猶予)額(月額)	老齢基礎年金の年金額に…
納付	保険料を納めることをいいます。保険料を納めることで満額の基礎年金を受給できます。	16,540円	—	計算される
申請免除	全額免除	0円	16,540円	計算される(ただし免除後の保険料を納付した期間のみ)
	4分の3免除	4,140円	12,400円	
	半額免除	8,270円	8,270円	
	4分の1免除	12,410円	4,130円	
納付猶予制度	「申請者本人」「申請者の配偶者」それぞれの前年所得が一定以下の場合には承認されると保険料の支払いを猶予することができます。	0円	16,540円	計算される
学生納付特例制度	前年の所得が118万円以下の学生は承認されると在学期間中の保険料の支払いを猶予することができます。	0円	16,540円	
産前産後期間免除	出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は3か月前から6か月間)の保険料の全額が免除されます。出産予定日の6か月前から届出可能です。*産前産後免除の要件を満たしている場合には、法廷免除や申請免除よりも優先されます。	0円	16,540円	
法定免除	障害年金1級又は2級を受給している方、生活保護法による生活扶助を受けている方は、前年の所得に関わらず、届出することで保険料の全額が免除されます。	0円	16,540円	
未納	保険料又は一部免除された場合の免除後の保険料を納めない状態をいいます。督促などの対象になるほか年金を受給できなくなる場合があります。	0円	—	計算されない

### ◆承認期間

申請免除・納付猶予は7月から翌年6月まで、学生納付特例は4月(又は20歳誕生日、ただし1日が誕生日の方は、前の月)から翌年3月までです。

### ◆申請に必要なもの

- ・年金手帳又はマイナンバーのわかるもの(本人確認が必要です)・印鑑
- ・離職特例で申請する場合は、雇用保険被保険者離職票又は、雇用保険受給資格者証のコピー等
- ・学生納付特例の申請は、上記に追加して学生証のコピー(表と裏の両面)又は在学証明書(原本)

### ※代理で申請する場合

- ・代理人の身分証明、申請者本人の印鑑
- ・別世帯の方が申請する場合は、委任状が必要です

◆問い合わせ先 仙台年金事務所 ☎224-0891 住民生活課 ☎341-8512